参考資料３

規制改革推進会議運営規則

規制改革推進会議令（平成28年政令第303号）第９条の規定に基づき、規制改革推進会議運営規則を次のように定める。

平成28年９月12日制定
令和元年10月31日全部改正
令和２年10月５日一部改正
令和５年10月16日一部改正
令和６年12月25日一部改正案
規制改革推進会議議長

（会議の招集）

第１条　会議は、議長が招集する。

２　議長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいる委員及び専門委員に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

（議事の公開等）

第２条　議長は、必要と認めるときには、会議の議事を公開（オンラインによる公開を含む）して行うことができる。

２　会議終了後、議長又は議長の指名する者が、必要に応じて記者会見を行い、議事内容を説明することとする。

３　議長は、会議終了後速やかに議事録を作成し、公表するものとする。

４　議長は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。

５　議長は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、議事録を会議の決定を経て非公表とし、又は会議の資料を非公表とすることができる。

一　率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合

二　不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合

三　その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合

６　第２項から第４項までに規定する記者会見の内容、議事録及び資料については、内閣府ホームページに掲載することにより広く国民が入手可能となるよう配慮するものとする。

（意見の陳述等）

第３条　議長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

（利害関係を有する委員等）

第４条　委員及び専門委員は、自らについて、会議に付議される事項に関し、直接の利害関係を有する場合その他の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがある事情があると思料するときは、議長に対して、その旨を申し出るものとする。
２　議長は、会議に付議される事項に関し、直接の利害関係を有する場合その他の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがある事情がある委員及び専門委員を、審議及び議決に参加させないことができる。

（書面による議事）
第５条　議長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

（ワーキング・グループ等の設置）
第６条　会議は、主要な検討課題について機動的な議論を行うため、その定めるところにより、ワーキング・グループを置くことができる。また、会議は、主要な検討課題のうち、特定の課題について集中的に議論を行う必要がある場合、その定めるところにより、ワーキング・グループの下にサブワーキング・グループを置くことができる。
２　ワーキング・グループ及びサブワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ等」という。）に属すべき委員及び専門委員は、議長が指名する。なお、専門委員については、委員とともに常時に構成員となる専門委員をあらかじめ定めることとする。
３　ワーキング・グループ等に、座長を置き、当該ワーキング・グループ等に属する委員のうちから議長が指名する。
４　ワーキング・グループ等の座長は、当該ワーキング・グループ等の事務を掌理する。
５　ワーキング・グループ等の座長に事故があるときは、当該ワーキング・グループ等に属する委員のうちからワーキング・グループ等の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６　ワーキング・グループ等の議決は、当該ワーキング・グループ等に属する委員の過半数の賛成を必要とする。

（議長・座長会合の設置）
第７条　会議は、運営及び基本的な事項等について機動的な議論を行うため、その定めるところにより、議長・座長会合を置くことができる。
２　議長・座長会合に属すべき委員は、議長、議長代理及び各ワーキング・グループ等の座長とする。また、議長の指名する者が議論に参加することができる。
３　議長は、議長・座長会合の事務を掌理する。

（ホットラインチームの設置）
第８条　会議は、規制改革・行政改革ホットラインに寄せられた提案等について議論を行うため、その定めるところにより、ホットラインチームを置くことができる。
２　ホットラインチームに属すべき委員及び専門委員は、議長が指名する。

（準用）
第９条　第１条から第５条までの規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
２　第１条から第５条までの規定は、ワーキング・グループ等の議事について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「ワーキング・グループ等」と、「議長」とあるのは「ワーキング・グループ等の座長」と、「委員」とあるのは「当該ワーキング・グループ等に属する委員」と読み替えるものとする。
３　第１条から第５条までの規定は、議長・座長会合の議事について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「議長・座長会合」と、「委員」とあるのは「議長・座長会合に属する委員」と読み替えるものとする。
４　第１条から第５条までの規定は、ホットラインチームの議事について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「ホットラインチーム」と、「委員」とあるのは「ホットラインチームに属する委員」と読み替えるものとする。

（その他）
第 10 条　この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決める。

附　則
この規則は、平成 28 年９月 12 日から施行する。
附　則
この規則は、令和元年 10 月 31 日から施行する。
附　則
この規則は、令和２年 10 月５日から施行する。
附　則
この規則は、令和５年 10 月 16 日から施行する。
附　則
この規則は、令和６年 12 月 25 日から施行する。